

資料 1

平成 28 年 1 月 1 日 規程第 4 号

国立研究開発法人国立がん研究センター希少がん対策ワーキンググループ設置規程

(目的)

第 1 条 この規程は、厚生労働省「希少がん医療・支援のあり方に関する検討会」報告書（平成 27 年 8 月）を踏まえ、個別の希少がんに関する様々な取組を推進するため、希少がん対策関係者等で実務的な内容を検討する場の設置等に関する事項を定めるものである。

(設置)

第 2 条 国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）内に希少がん対策ワーキンググループ（以下「希少がん対策WG」とする。）を設置する。

(構成等)

第 3 条 希少がん対策WGは、事務局とがん種ごとの分科会で構成される。

- 2 分科会は関係する臨床専門家、患者団体関係者、研究者、がん対策関係者からなる。
- 3 分科会は対象とするがん種に関して、以下の事項について検討し、目標の設定および達成のため必要な事柄を計画・実行する。
 - 一 情報の収集と集約、発信に関すること
 - 二 医療機関同士のネットワーク構築など、診療提供体制に関すること
 - 三 ガイドラインの策定など、標準診療の普及に関すること
 - 四 対策の進捗状況の評価に関すること
 - 五 その他、当該がん種の対策推進に必要と考えられること
- 4 分科会構成員については、別途定める「国立がん研究センター希少がん対策ワーキンググループがん種別分科会委嘱手続実施要領」により委嘱する。
- 5 事務局を国立がん研究センターがん対策情報センター（以下「がん対策情報センター」という。）がん政策科学研究部内に設置し、希少がん対策WGに関する庶務を処理する。

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、希少がん対策WGの運営に関し必要な事項は、がん対策情報センター長が別途に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。